

『業務・組織全般の見直し』と第3期中長期目標（案）の対応状況

参考資料2

※下線部は、具体的な対応箇所

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

国立研究開発法人国立がん研究センター（以下「国立がん研究センター」という。）、国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下「国立循環器病研究センター」という。）、国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「国立精神・神経医療研究センター」という。）、国立研究開発法人国立国際医療研究センター（以下「国立国際医療研究センター」という。）、国立研究開発法人国立成育医療研究センター（以下「国立成育医療研究センター」という。）及び国立研究開発法人国立長寿医療研究センター（以下「国立長寿医療研究センター」という。）（これらの国立研究開発法人を総称して以下「国立高度専門医療研究センター」という。）は、平成22年に独立行政法人として設立された後、平成27年度以降は研究開発成果の最大化を目的とする国立研究開発法人へと組織を変え、国民の健康に重大な影響のある特定の疾患等に係る医療に関する調査、研究及び技術の開発並びにこれらの業務に密接に関連する医療の提供を行うとともに、難治性・希少性疾患など取組事例の少ない分野への取り組みをはじめ、その時代に要請される国民的な医療課題に対応してきた。

次期中長期目標期間においては、国立高度専門医療研究センターの普遍的な役割を維持しつつ、少子高齢化やストレス増大等の現代社会の国民的課題を踏まえ、

- ① 世界最高水準の研究開発と医療を実現するための目標と戦略を立て、地球規模の課題や時代の変化にグローバルに対応するために、疾患研究の国際レベルの拠点を構築するという視点
- ② 国立研究開発法人として研究開発成果の最大化と新たなイノベー

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

シヨンの創出を目指し、中長期的な視点に立って取り組むことが求められる医療分野の研究開発、医療提供、政策提言等に資するため、大学・各専門領域の医療機関等を含めた全国規模の疾患登録システム（レジストリ）の構築や、疾患登録情報を活用した臨床開発インフラ（クリニカル・イノベーション・ネットワーク）の活用・強化をより一層促進していくという視点

- ③ 多様化・複雑化する患者像に対応できる医療の提供が重要であり、国立高度専門医療研究センターのみならず関係機関とも連携を強化しながら疾患横断的に対応していくという視点
 - ④ 我が国の医療水準の向上と均てん化を図るため、難治性・希少性疾患など取組が不十分な分野に資源を集中させ、関係機関とともに根拠に基づく医療（EBM）や個別化医療の確立に取り組んでいくという視点
 - ⑤ 国立高度専門医療研究センターの担当する領域の医療政策や疾病対策の立案や評価・検証に役立つよう、調査、分析、課題の抽出等に取り組んでいくという視点
- への対応が求められている。

このため、国立高度専門医療研究センターの業務及び組織については、上記のような取り巻く環境等を踏まえて、以下のとおり見直し、次期中長期目標等を策定することとする。

第1 講ずるべき措置

上述した現状の課題や取り巻く環境等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

<p style="text-align: center;">業務・組織全般の見直し</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）</p>	<p style="text-align: center;">中長期目標（案）</p>
<p>1. 中長期目標期間</p> <p>国立高度専門医療研究センターは、成果の実用化を目指した研究開発（臨床研究等）に重点を置いていることや、国立高度専門医療研究センターが取り組んでいるコホート研究は長期的視点を考慮する必要があることから、次期中期目標期間については、<u>現行と同様に6年とする。</u></p>	<p>第2 中長期目標の期間</p> <p>NCの中長期目標の期間は、令和3年4月から令和9年3月までの<u>6年間とする。</u></p>
<p>2. 中長期目標の方向性</p> <p>次期中長期目標の策定に当たっては、国立研究開発法人に求められている研究開発成果の最大化に向け、国立高度専門医療研究センターが果たすべき役割等を勘案し、具体的かつ明確な目標を設定することとする。</p> <p>また、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、国立高度専門医療研究センターのそれぞれの特性に応じた適切な数値目標を設定する。</p>	
<p>（1）研究・開発に関する事項</p> <p>① 重点的・戦略的な研究・開発</p> <p>担当領域の特性を踏まえた戦略的かつ重点的な研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要であることから、高度な診療機能と直結した研究開発機能を有する国立高度専門医療研究センターの特長を活かし、それぞれ次に掲げる事項を中心に研究・開発に取り組む。</p>	

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

（国立がん研究センター）

- ・ 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するためのグローバルスタンダードになり得る診断・治療法の研究開発
- ・ 難治性がん、希少がん等を中心とした新規治療法の研究開発
- ・ がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究

（国立循環器病研究センター）

- ・ 循環器病患者の救命と生涯にわたる予後改善のために不可欠となる革新的な医療機器の開発
- ・ 病態や発症機序未解明・治療法未解明疾患に対しての新たな分子・遺伝学的解析法による病態解明と治療法の開発
- ・ 住民コホート及び疾患コホートの連結によるシームレスライフステージコホートの解析並びに診療実態の把握及びコホート研究結果に基づくAIによる未来予測・予知医療の具現化

（国立がん研究センター）

- ・ 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するためのグローバルスタンダードになり得る診断・治療法の研究開発
- ・ 難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発
- ・ 全国ネットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究
- ・ がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究

（国立循環器病研究センター）

- ・ 循環器病患者の救命と生涯にわたる予後改善のために不可欠となる革新的な医療機器の開発
- ・ 病態や発症機序未解明・治療法未解明疾患に対しての新たな分子・遺伝学的解析法による病態解明と治療法の開発
- ・ 致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発
- ・ 成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究
- ・ 住民コホート及び疾患コホートの連結によるシームレスライフステージコホートの解析並びに診療実態の把握及びコホート研究結果に基づくAIによる未来予測・予知医療の具現化

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

（国立精神・神経医療研究センター）

- ・ 人工核酸医薬品等を用いた筋ジストロフィー等の治療薬の研究応用
- ・ 多発性硬化症、視神経脊髄炎等の難治性・希少性の高い疾患における治療薬開発及び標準治療法の確立に向けての研究
- ・ 精神・神経疾患等の本態解明を目指した研究及び精神・神経疾患等の実態把握を目指した研究

（国立精神・神経医療研究センター）

- ・ 筋ジストロフィーの人工核酸医薬品等を用いた治療薬の研究開発・応用
- ・ 多発性硬化症、視神経脊髄炎、プリオン病及び難治てんかんなどの難治性・希少性の高い疾患における治療薬開発、標準治療法の確立に向けての研究
- ・ 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発
- ・ バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、認知症、脊髄小脳変性症、統合失調症、うつ病、発達障害、物質依存症・嗜癖行動等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発
- ・ 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンス（証拠、根拠）に基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究
- ・ 精神保健医療福祉政策に資する、精神・神経疾患等に関する正しい理解と社会参加の促進方策、地域生活を支えるサービス等を提供できる体制づくり等に関する研究
- ・ 小児の精神・神経発達、恐怖記憶形成に関する NMDA 受容体等の分子生物学的研究に基づいた発達障害、統合失調症、PTSD などの病態解明と治療に向けた研究
- ・ 摂食障害、物質依存症・嗜癖行動、PTSD、児童期虐待等の、社会的影響の大きい重度ストレス疾患の、ゲノム、脳画像的基盤の解明と治療開発、社会支援制度に向けた研究

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

（国立国際医療研究センター）

- ・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際的な感染症に対する革新的な予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 総合病院機能を基盤としたエイズ、肝炎、糖尿病・代謝性疾患、免疫疾患等に対する新たな医薬品や予防・診断・治療法の研究開発

（国立国際医療研究センター）

- ・ 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際感染症、薬剤耐性菌に対する革新的な予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 総合病院機能を基盤とした HIV 感染症、肝炎をはじめとする肝疾患（以下「肝疾患」という。）、糖尿病・代謝性疾患及び免疫疾患に対する新たな医薬品や予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 国立感染症研究所と連携した新興・再興感染症対策への取組の推進
- ・ 感染症や糖尿病・代謝性疾患、肝疾患、免疫疾患等のレジストリやバイオバンクを充実させ、ゲノムの解析等による未来型医療を実現するための予防・診断・治療法の研究開発
- ・ 高齢化等に伴う HIV 感染症、肝疾患、糖尿病等の疫学変化等の病態変容解明のためのコホート研究
- ・ 国際的視点に基づく保健医療に関する研究開発

（国立成育医療研究センター）

- ・ 免疫不全症、小児がんをはじめとする難治性疾患に対する遺伝子治療等の先進的治療の研究開発
- ・ 小児難病に対する再生医療の研究開発

（国立成育医療研究センター）

- ・ 免疫不全症や小児がんをはじめとする難治性疾患に対する遺伝子治療等の先進的治療に関する研究開発
- ・ 小児難病等に対する再生医療の研究開発
- ・ 食物アレルギー等アレルギー疾患の発症予防法の確立に関する研究開発
- ・ 小児が服用しやすい薬剤、小児慢性特定疾患に対する治療法及び小児肺高血圧、小児多動症等の研究開発

<p style="text-align: center;">業務・組織全般の見直し</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）</p>	<p style="text-align: center;">中長期目標（案）</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 早産・在胎不当過小やハイリスク妊婦等の母と児を対象としたコホート研究 ・ 不妊症・不育症に対する研究開発 ・ 子どもや青年を生物・心理・社会的（biopsychosocial）に捉える新たな研究とその社会実装
<p>（国立長寿医療研究センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認知症の先制治療薬及び早期診断技術の開発や予防方法の確立等の研究開発及び予防策の社会実装</u> ・ <u>老化・老年学に関する大規模コホート研究の実施・統合</u> ・ <u>加齢に伴う疾患の予防、診断、治療ケア等のための基礎・臨床疫学・工学研究</u> ・ <u>前臨床から軽度認知症（MCI）も含む認知症疾患レジストリなどのデータ基盤の構築とレジストリを活用した治験と臨床研究の進展</u> 	<p>（国立長寿医療研究センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>認知症の先制治療薬、ゲノム解析情報からのドラッグ・リポジショニング、早期診断技術の開発や予防方法の確立等の研究開発及び予防策の社会実装</u> ・ <u>フレイル（虚弱）・ロコモ（運動器症候群）などの老年病に関する診断・予防・治療ケア等のための基礎・臨床・疫学・ゲノム・工学研究</u> ・ 高齢者感覚器疾患における再生医療の推進 ・ 2025年問題を見据えた在宅医療やエンドオブライフケア、認知症者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発・政策提言 ・ バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホートの構築とそれを活用した研究の実施・統合 ・ <u>前臨床から軽度認知症（MCI）も含む認知症疾患レジストリなどのデータ基盤の構築とレジストリを活用した治験と臨床研究の進展</u>
<p>② 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</p> <p>実用化を目指した研究・開発の推進は、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するために極めて重要である。また、長期にわたって継続的に実施する必要のある全国規模のレジスト</p>	<p>（2） 実用化を目指した研究・開発の推進及び基盤整備</p>

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

リやコホート研究等の研究基盤の整備と国立高度専門医療研究センターをはじめとする研究機関間のデータシェアリングなど、世界における先端研究を推進するための環境整備及び医療分野におけるAIやICT技術の推進が求められている。

これらを踏まえ、高度な診療機能と直結した研究開発機能を有する国立高度専門医療研究センターの特長を活かし、それぞれ次に掲げる事項を中心に研究開発に取り組む。

（国立がん研究センター）

- ・ メディカルゲノム解析センター、バイオバンク及びゲノム医療の充実に向けた基盤の整備
- ・ 国際連携の強化・国際貢献

（国立がん研究センター）

メディカルゲノム解析センターの機能の充実と人材育成、バイオバンク、データベース、共同利用施設（コアファシリティ）の充実、研究管理・研究支援の充実、産官学の連携・ネットワークの充実、臨床導入への出口を見据えた次世代医療開発の推進及び人材育成、倫理性・透明性の確保、知的財産の管理及び活用、国際連携の強化・国際貢献、医療分野のICTの研究及び活用、診療ガイドラインの作成・改訂に資する研究開発及び普及により、研究・開発を推進する。

（国立循環器病研究センター）

- ・ 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法（平成30年法律第105号）に基づく専門的な循環器病に係る医療提供体制の整備や循環器病に係る診療情報の収集及び提供を行う体制整備等への積極的な貢献
- ・ 遠隔診断・在宅時の診断と治療、リモート医療システム構築のための高速かつ安全な情報通信システム及びロボット化の研究
- ・ 研究成果の社会導入のための共同研究及び知財戦略と情報発信と

（国立循環器病研究センター）

創薬オミックス解析センターの機能整備と、臨床研究の基盤整備、循環器病対策基本法に基づく専門的な循環器病に係る医療提供体制の整備や循環器病に係る診療情報の収集及び提供を行う体制整備等への積極的な貢献、遠隔診断・在宅時の診断と治療、リモート医療システム構築のための高速かつ安全な情報通信システム及びロボット化の研究、難治性・希少性疾患の原因究明や創薬に資する治験・臨床研究、知的財産の活用、研究倫理体制の整備・強化と推進、研究支援の強化

<p style="text-align: center;">業務・組織全般の見直し</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）</p>	<p style="text-align: center;">中長期目標（案）</p>
<p><u>人的交流の基盤構築</u></p>	<p>により、研究・開発を推進するとともに、<u>研究成果の社会導入のための共同研究及び知財戦略と情報発信と人的交流の基盤構築</u>を目指すこと。</p>
<p>（国立精神・神経医療研究センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>精神・神経疾患を有する人々の社会復帰のための支援及び地域での生活に即した治療・ケアの開発</u> ・ <u>精神・神経疾患、筋疾患、認知症性疾患、発達障害等のレジストリ、コホート及びバイオリソースの整備・充実</u> 	<p>（国立精神・神経医療研究センター）</p> <p><u>精神・神経疾患を有する人々の社会復帰のための支援と、地域での生活に即した治療・ケアの開発、研究所と病院等、センター内の連携強化、メディカルゲノムセンター(MGC)の機能の充実、人材育成、精神・神経疾患、筋疾患、認知症性疾患、発達障害等のレジストリ、コホート及びバイオリソースの整備・充実、バイオバンクの充実等による研究基盤の整備・強化、産学官等との連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、臨床研究機能の強化、倫理性・透明性の確保により、研究・開発を推進する。</u></p>
<p>（国立国際医療研究センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>産学官の連携強化並びに治験及び臨床研究の推進</u> ・ <u>国際協力・展開及び国際貢献に資する取組</u> 	<p>（国立国際医療研究センター）</p> <p><u>令和2年のCOVID-19パンデミックの経験から、新興感染症発生時への備えとして臨床情報、感染者検体を収集したバイオバンク・データセンターを整備・運営し、国内の研究開発を支援する体制を整備する。国際共同臨床研究・治験ネットワークの拡充と、日本初シーズの国際展開を加速させる。産官学の連携強化を行い、アカデミア発シーズ等の速やかな実用化を支援する体制を強化する。</u></p>
<p>（国立成育医療研究センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バイオバンクの充実、全ゲノム解析及び小児希少疾患の原因遺伝子解明の推進</u> 	<p>（国立成育医療研究センター）</p> <p><u>メディカルゲノムセンター(MGC)の機能の充実とバイオバンクの充実、全ゲノム解析、小児希少疾患の原因遺伝子解明の推進、センター</u></p>

<p style="text-align: center;">業務・組織全般の見直し</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）</p>	<p style="text-align: center;">中長期目標（案）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成30年法律第104号）を踏まえた取組の推進</u> 	<p>内の連携強化、研究・開発の企画及び評価体制の整備、企業等との連携の強化、知的財産の管理強化及び活用推進、倫理性・透明性の確保、競争的資金を財源とする研究開発、医療分野のICTの活用、First in Human/ First in Child（ヒト/子どもに初めて投与する）試験をはじめとする治験・臨床研究体制の強化により、研究・開発を推進する。</p> <p>小児・周産期領域における治験・臨床研究の拠点として成育医療の体制構築や均てん化により<u>成育基本法に関連する良質かつ適切な成育医療の提供に貢献する。</u></p>
<p>（国立長寿医療研究センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>バイオバンクを活用した認知症のゲノム医療推進基盤の充実</u> ・ <u>産学官連携による長寿工学研究の推進</u> ・ <u>介護予防・重症化防止のための研究開発</u> ・ <u>国際連携の強化</u> 	<p>（国立長寿医療研究センター）</p> <p>長寿医療に関する研究開発拠点としての開発力の強化、<u>産学官連携による長寿工学研究の推進</u>、高齢者のためのロボットの開発普及のための拠点の整備、<u>バイオバンクを活用した認知症のゲノム医療推進基盤の充実</u>、<u>メディカルゲノムセンター（MGC）の機能の充実とバイオバンクの充実</u>、<u>介護予防・重症化防止のための研究開発</u>、高齢者特有の疾患に対する効果的な治療・介護手法等、支える医療の確立、治験・臨床研究推進体制の強化、適正な研究活動の遵守のための措置、知的財産の管理強化及び活用推進、医療機器の開発の推進、<u>国際連携の強化</u>、<u>診療ガイドラインの作成・普及により</u>、研究・開発を推進する。</p>
<p>③国立高度専門医療研究センター間の横断領域における連携推進</p> <p><u>国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部が主体となり実施する研究開発等に取り組むものとする。</u></p> <p><u>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用等、国立高度専門医療研究センターがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮</u></p>	<p>③ NC間の疾患横断領域における連携推進</p> <p><u>NC間の連携による新たなイノベーションの創出を目的として設置された国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部（JH）においては、NC間の疾患横断領域を中心とした研究開発とそのための基盤整備、人材育成等に取り組むものとする。</u></p>

<p style="text-align: center;">業務・組織全般の見直し</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）</p>	<p style="text-align: center;">中長期目標（案）</p>
<p><u>できる研究領域における研究開発等に取り組むものとする。</u></p>	<p><u>具体的には、ゲノム医療、大規模医療情報の活用、コホート研究基盤の活用、健康寿命延伸のための疾患横断的予防指針提言、実装科学推進のための基盤構築等、NCがそれぞれの専門性を活かしつつ、相乗効果を発揮できる研究領域における研究開発の推進等に取り組むものとする。</u></p> <p><u>人材育成については、特に研究支援人材を育成するための体制を構築し、我が国の有為な人材の育成拠点となるようモデル的な研修及び講習の実施に努めること。この他、NCの研究成果の発信やメディアセミナーの開催、知財の創出・管理の強化や企業との連携強化に取り組むものとする。</u></p> <p><u>また、JH内で適正なガバナンス体制を構築し、定期的に活動状況の評価を行うこと。</u></p>
<p>（2）医療の提供に関する事項</p> <p>専門領域ごとの高度専門医療の開発と提供に取り組み、引き続き、関係機関と連携しながら全国の治療水準の向上に努め、希少性・難治性疾患の診療・治療及び患者の視点に立った良質かつ安心な医療を提供する。</p> <p>また、これに加え、<u>AIやICT技術を活用した医療の提供及び国立高度専門医療研究センターをはじめとする研究機関間のデータシェアリングなどを通じて診療の質の向上に取り組むものとする。</u></p>	<p>2. 医療の提供に関する事項</p> <p>（1）医療政策の一環として、センターで実施すべき高度かつ専門的な医療、標準化に資する医療の提供</p> <p>国内外の研究施設及び医療機関等の知見を集約しつつ研究部門と密接な連携を図り、その研究成果を活用し、先進医療を含む高度かつ専門的な医療の提供を引き続き推進する。</p> <p>（2）患者の視点に立った良質かつ安心な医療の提供</p> <p>医療の高度化・複雑化が進む中で、質が高く安全な医療を提供するため、各医療従事者が高い専門性を発揮しつつ、業務を分担しながら互いに連携することにより、患者の状態に応じた適切な医療を提供するなど、医師及びその他医療従事者等、それぞれの特性を生かした、</p>

<p style="text-align: center;">業務・組織全般の見直し</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）</p>	<p style="text-align: center;">中長期目標（案）</p>
	<p>多職種連携かつ診療科横断によるチーム医療を推進し、特定の職種への過度な負担を軽減するとともに、継続して質の高い医療の提供を行うこと。</p> <p>また、これに加え、<u>AIやICTを活用した医療の提供、NCをはじめとする研究機関及び医療機関間のデータシェアリングなどを通じて、個別化医療の確立等診療の質の向上に取り組むものとする。</u></p>
<p>（3）人材育成に関する事項</p> <p>国立高度専門医療研究センターは、各専門領域の中心的機関として、専門領域ごとの人材育成とともに、関係機関との人事交流等を行うことで我が国の高度専門医療を牽引してきた。</p> <p>引き続き、<u>各専門領域においてリーダーとして活躍できる専門人材の育成や医療従事者に対する研修の実施などに取り組み、全国的な医療人材の水準の向上に努めるものとする。</u></p> <p>また、これに加え、<u>企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保が図られるよう見直すものとする。</u></p>	<p>3. 人材育成に関する事項</p> <p>人材育成は、センターが医療政策を牽引する上で特に重要なものであることから、センターが国内外の有為な人材の育成拠点となるよう、<u>医療及びその研究を推進するにあたりリーダーとして活躍できる人材の育成を行うとともに、モデル的な研修及び講習の実施及び普及に努めること。</u></p> <p>また、<u>企業との連携調整や研究成果の活用促進等に取り組むリサーチ・アドミニストレーターなど、臨床と直結した研究の実施に必要な支援人材の育成及び確保については、JHのほか大学などアカデミア機関とも連携し取り組む。</u></p>
<p>（4）医療政策の推進等に関する事項</p> <p>① 国への政策提言に関する事項</p> <p>国立高度専門医療研究センターにおいては、これまでエビデンスに基づく国への専門的提言を行ってきたが、<u>国立高度専門医療研究センター間で連携したデータベースやレジストリの整備及び我が国の医療政策の立案や評価・検証に資する情報の集積・発信をこれまで以上に充実・強化する。</u></p>	<p>4. 医療政策の推進等に関する事項</p> <p>（1）国への政策提言に関する事項</p> <p><u>研究、医療の均てん化及びNCの連携によるデータベースやレジストリ整備等に取り組む中で明らかになった課題や我が国の医療政策の展開等のうち、特に研究開発に係る分野について、患者を含めた国民の視点に立ち、科学的見地を踏まえ、センターとして提言書を取りまとめた上で国への専門的提言を行うこと。</u></p>

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

② 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

国立高度専門医療研究センターは研究開発型の法人として、臨床研究の基盤となる医療提供に取り組むという視点を前提に、国の医療政策を体现し、全ての国民が全人的、かつ、最適な医療を享受できるようなシステムを構築することが求められている。

このため、自らが、先進的な医療技術や治療法の開発と実践に取り組むとともに、全国で同様の水準の医療が受けられるよう、関係機関と知見を共有するなど、医療の均てん化を推進する役割を担うものとする。

(2) 医療の均てん化並びに情報の収集及び発信に関する事項

医療の評価と質の向上、さらに効率的な医療の提供を実現するために、関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ（登録システム）等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。

(5) 業務運営の効率化に関する事項

国立高度専門医療研究センターが果たすべき役割等を勘案し、適切な組織・人員体制を整備する。また、働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進するとともに、ICT技術の活用などにより、効率的な業務の実施体制を構築する。

第4 業務運営の効率化に関する事項

1. 効率的な業務運営に関する事項

業務の質の向上及びガバナンスの強化を目指し、かつ、効率的な業務運営体制とするため、定期的に事務及び事業の評価を行い、役割分担の明確化及び職員の適正配置等を通じ、弾力的な組織の再編及び構築を行うこと。働き方改革への対応として、労働時間短縮に向けた取組やタスク・シフティング及びタスク・シェアリングを推進すること。

2. 電子化の推進

業務の効率化及び質の向上を目的とした電子化について費用対効果を勘案しつつ推進し、引き続き情報を経営分析等に活用するとともに、幅広いICT需要に対応できるセンター内ネットワークの充実を図ること。

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

（6）財務内容の改善に関する事項

国立精神・神経医療研究センター及び国立国際医療研究センターは、令和元年度決算において、繰越欠損金（国立精神・神経医療研究センター：26.7億円、国立国際医療研究センター：108.2億円）を計上している。

この繰越欠損金の可能な限り早期の解消を図るため、各法人における繰越欠損金の発生要因等の分析を踏まえ、次期中長期目標に削減目標を明記するものとする。

また、各法人は、上記削減目標を踏まえ、具体的な繰越欠損金解消計画を策定するとともに、国民への説明責任を果たすため、同計画を公表するものとする。

（国立精神・神経医療研究センター／国立国際医療研究センター）

第5 財務内容の改善に関する事項

2. 資産及び負債の管理に関する事項

中長期目標期間中の累計した損益計算において経常収支率が100%以上となるよう経営改善に取り組み、繰越欠損金の具体的な削減目標を設定する。なお、センターにおける繰越欠損金の発生要因等を分析し、可能な限り早期に繰越欠損金が解消されるよう、具体的な繰越欠損金解消計画を作成し、公表すること。

（7）その他業務運営に関する事項

上記の業務を効率的・効果的に進めるため、マネジメントを行う人材の確保・育成方針を進める。また、コンプライアンス体制の強化や内部統制等に関する法人の長のトップマネジメントを強化する。

第6 その他業務運営に関する重要事項

1. 法令遵守等内部統制の適切な構築

研究開発活動の信頼性の確保、科学技術の健全な発展等の観点から、引き続き研究不正など不適切事案に適切に対応するため、組織として研究不正等を事前に防止する取組を強化するとともに、管理責任を明確化するなど、コンプライアンス体制を強化すること等により、内部統制の一層の充実・強化を図る。

2. 人事の最適化

法人の人材確保・育成について、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第24条の規定に基づき策定された「人材活用等に関する方針」に基づいて取組を進める。

業務・組織全般の見直し

独立行政法人の業務及び組織の全般にわたる検討の結果並びに講ずる措置の内容について（令和2年10月13日厚生労働省発総1013第1号）

中長期目標（案）

第2 組織の見直し

国立高度専門医療研究センターの将来的な組織の在り方については、我が国全体における臨床研究の実施体制の在り方や財政基盤の強化に向けた方策を速やかに検討しつつ、令和2年4月に立ち上げた国立高度専門医療研究センター医療研究連携推進本部の状況や効果、課題の検証を行った上で可能な限り早期に結論を出すこととする。